



長崎県公報

目 次

◎ 告 示	所管課(室)名
・ 情報システム開発等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示の一部改正	情報システム課
・ 漁船損害等補償法に基づく付保義務発生(3件)	漁業振興課
・ 道路の区域変更(2件)	道路維持課
・ 国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律に基づく制限区域の設定	港湾課
◎ 公 告	
・ 土地改良区の役員の就退任	農村整備課
・ 土地改良区の定款変更の認可(5件)	〃
・ 測量の実施	建設企画課

告 示

長崎県告示第514号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167号の5第1項及び第167条の11第2項の規定に基づき、長崎県総務部情報システム課が発注する情報システム開発等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札(以下「競争入札」という。)に参加する者に必要な資格(以下「入札参加者の資格」という。)並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示(平成25年長崎県告示第325号)の一部を次のように改正し、令和2年7月17日から適用する。

ただし、この告示の適用の日前にこの告示による改正前の情報システム開発等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示に基づいて、入札参加の資格を有するものと決定された者については、この告示による改正後の情報システム開発等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示に基づく入札参加の資格を有するものと決定したものとみなす。

令和2年7月17日

長崎県知事 中村 法道

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
1 略 (1)～(7) 略 (8) 長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者	1 略 (1)～(7) 略 (8) 長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者
2～9 略	2～9 略
10 略 (1)及び(2) 略 (3) 入札参加者の資格を有する者が、長崎県が行う各種契	10 略 (1)及び(2) 略 (3) 入札参加者の資格を有する者が、長崎県が行う各種契

約等からの暴力団排除要綱に基づき排除措置を受けた場合又は受けることが明らかである場合、その資格を取り消すこととする。 11 略	約等からの暴力団排除要綱に基づき排除措置を受けた場合、その資格を取り消すこととする。 11 略
--	--

長崎県告示第515号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認めた。

令和2年7月17日

長崎県知事 中村 法道

加入区

針尾加入区

長崎県告示第516号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認めた。

令和2年7月17日

長崎県知事 中村 法道

加入区

橘湾中央加入区

長崎県告示第517号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認めた。

令和2年7月17日

長崎県知事 中村 法道

加入区

西海大崎加入区

長崎県告示第518号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び長崎振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和2年7月17日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類 一般国道

路 線 名 251号

道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
長崎市田中町79番16地先から 長崎市田中町79番13地先まで	前	27.6~41.2	3.9	
長崎市田中町79番16地先から 長崎市田中町79番13地先まで	後	27.2~41.2	3.9	

長崎県告示第519号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和2年7月17日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類 一般県道
 路線名 波佐見山内線
 道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
東彼杵郡波佐見町野々川郷字野々川1559番地先から 東彼杵郡波佐見町野々川郷字野々川1650番1地先まで	前	5.5~12.5	237.5	
	後	7.3~13.1	237.5	

長崎県告示第520号

長崎県管理港湾長崎港において、国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律（平成16年法律第31号）第29条第1項及び第37条の規定により、次のように重要国際埠頭施設及び国際水域施設の保安の確保のために必要な制限区域を設定したので、港湾法（昭和25年法律第218号）第34条において準用する同法第12条第5項の規定に基づき告示する。

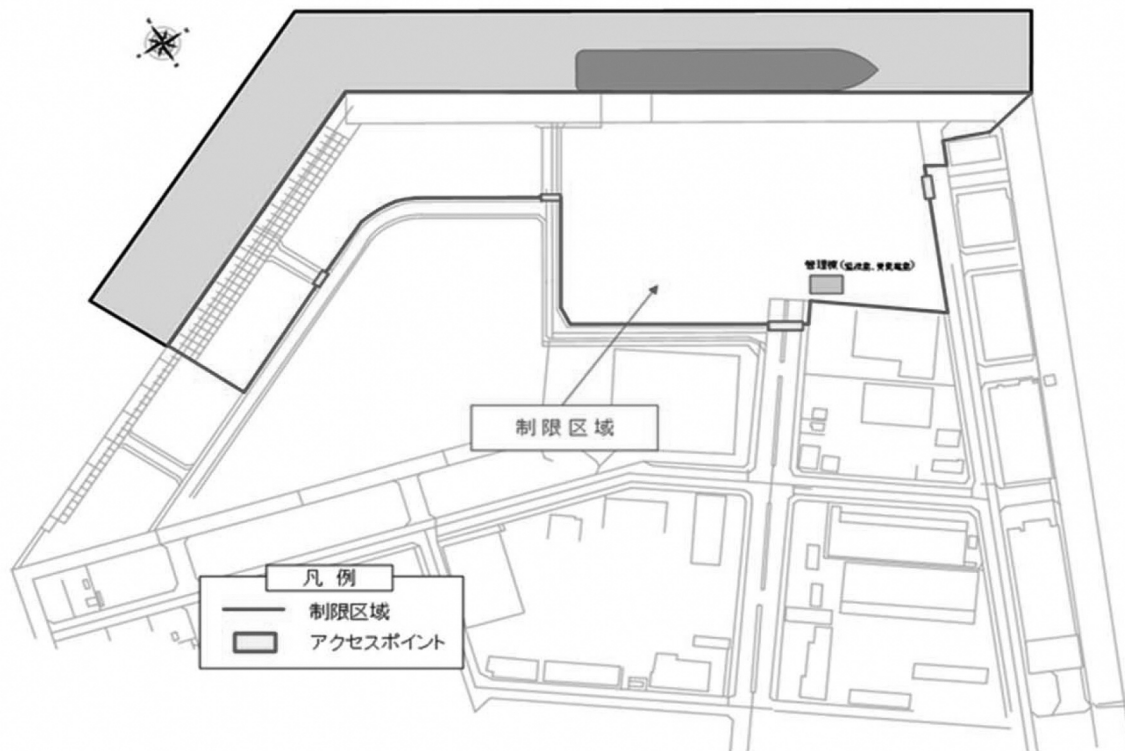
令和2年7月17日

長崎港港湾管理者 長崎県
 代表者 長崎県知事 中村 法道

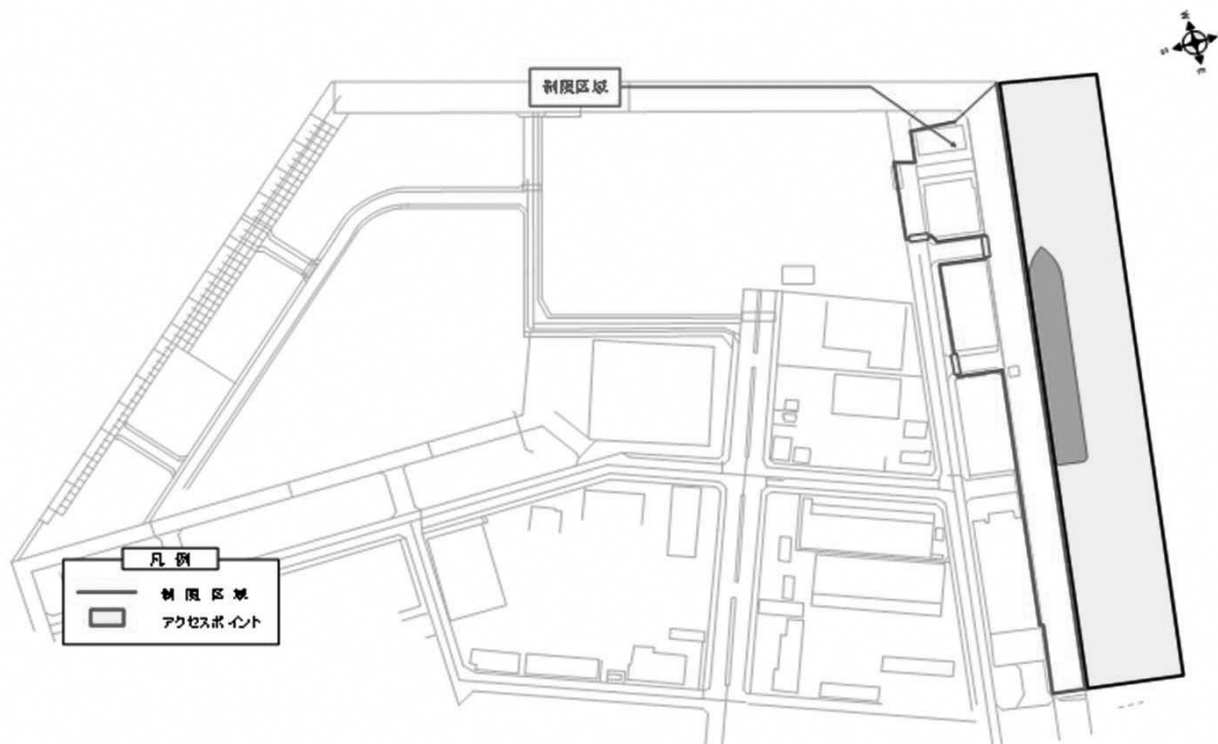
港湾名	施設の種類の	施設の名称	位 置	数量及び能力
長崎港	重要国際埠頭施設	小ヶ倉-12M岸壁(西) 小ヶ倉-10M岸壁	長崎市小ヶ倉町の一部	延長 410.0m、170.0m エプロン幅 20.0m 水深 -12m、-10m 制限区域面積 51,500㎡ 対象船舶 国際航海船舶 係留可能隻数 3隻
長崎港	重要国際埠頭施設	小ヶ倉-10M岸壁(北①) 小ヶ倉-7.5M岸壁(北②) 小ヶ倉-5.5M岸壁(北③)	長崎市小ヶ倉町の一部	延長 185.0m、130.0m、110.0m エプロン幅 20.0m 水深 -10m、-7.5m、-5.5m 制限区域面積 13,550㎡ 対象船舶 国際航海船舶 係留可能隻数 3隻
長崎港	国際水域施設	柳西泊地 柳北泊地	長崎市小ヶ倉町地先	制限区域面積 94,200㎡

なお、制限区域の位置は下図のとおりであり、国際航海船舶の本施設への着岸前から離岸後までの一定の時間帯において、立ち入りを制限する。

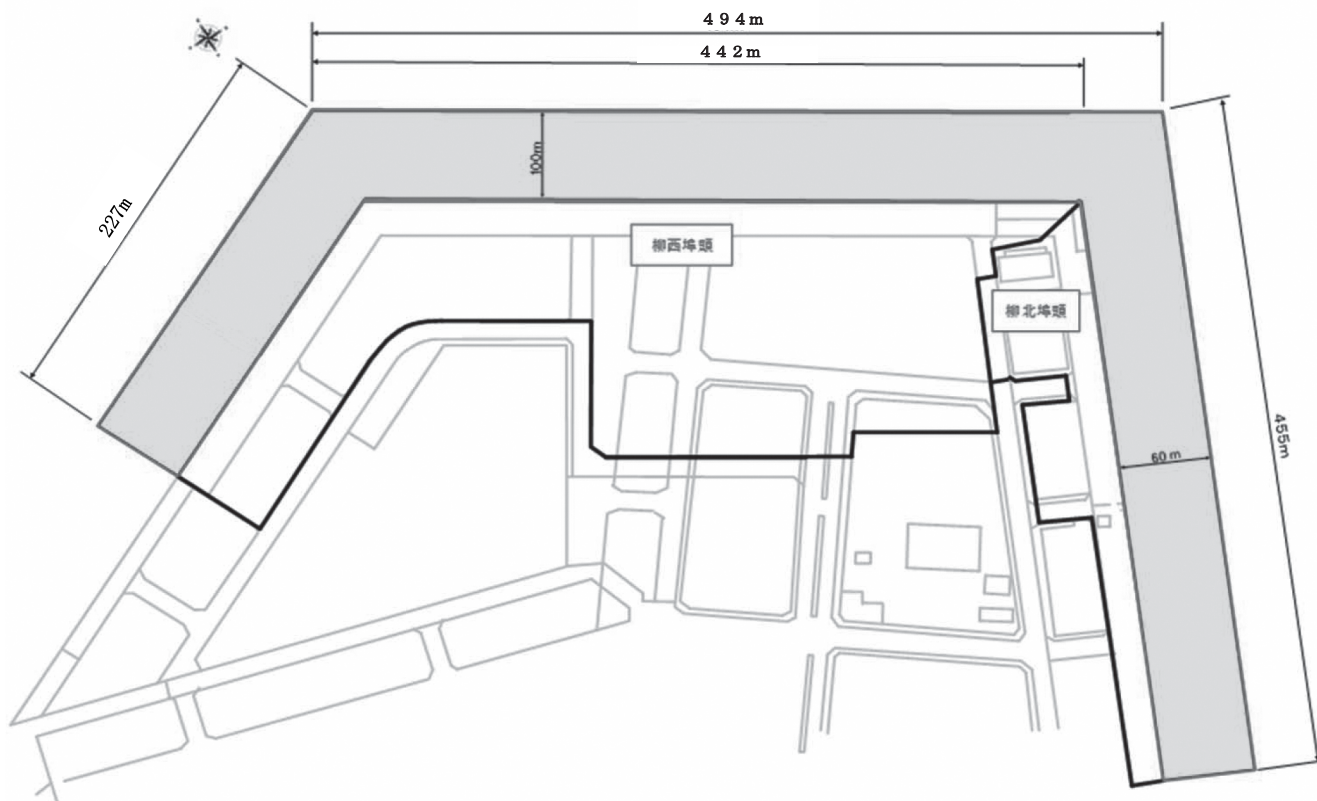
長崎港重要国際埠頭施設 小ヶ倉-12M岸壁（西）、小ヶ倉-10M岸壁



長崎港重要国際埠頭施設 小ヶ倉-10M岸壁（北①）、小ヶ倉-7.5M岸壁（北②）、小ヶ倉-5.5M岸壁（北③）



長崎港国際水域施設 柳西泊地 柳北泊地



公 告

土地改良区の役員の就退任（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、川内土地改良区から次のとおり役員の就退任の届出があった。

令和2年7月17日

長崎県知事 中村 法道

就 任 役 員 理 事		退 任 役 員 理 事	
氏 名	住 所	氏 名	住 所
川 内 信 幸	島原市有明町大三東戊5022番地 4	川 内 信 幸	島原市有明町大三東戊5022番地 4
吉 田 純 弘	島原市有明町大三東戊5022番地	前 田 時 則	島原市有明町大三東戊3537・3539番地合併第2
前 田 時 則	島原市有明町大三東戊3537・3539番地合併第2	酒 井 秀	島原市有明町大三東戊3533番地 3
吉 田 正 則	島原市有明町大三東戊4996番地 2	吉 田 正 則	島原市有明町大三東戊4996番地 2
前 田 太 八	島原市有明町大三東戊2910番地	前 田 太 八	島原市有明町大三東戊2910番地
前 田 理 男	島原市有明町大三東戊3101番地	前 田 理 男	島原市有明町大三東戊3101番地

和 泉 良 一	島原市有明町大三東戊3527番地2	和 泉 良 一	島原市有明町大三東戊3527番地2
橋 本 末 治	島原市有明町大三東戊2817番地	橋 本 末 治	島原市有明町大三東戊2817番地
橋 本 和 扶	島原市有明町大三東戊4997番地		
就 任 役 員 監 事		退 任 役 員 監 事	
酒 井 秀	島原市有明町大三東戊3533番地3	吉 田 純 弘	島原市有明町大三東戊5022番地
宮 本 政 光	島原市有明町湯江乙1677番地3	橋 本 和 扶	島原市有明町大三東戊4997番地

土地改良区の定款変更の認可（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款変更（令和2年3月28日総会議決）を認可した。

令和2年7月17日

長崎県知事 中村 法道

土地改良区名 川内土地改良区
認可年月日 令和2年7月9日

土地改良区の定款変更の認可（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款変更（令和2年3月26日総会議決）を認可した。

令和2年7月17日

長崎県知事 中村 法道

土地改良区名 宇土山土地改良区
認可年月日 令和2年7月7日

土地改良区の定款変更の認可（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款変更（令和2年3月13日総会議決）を認可した。

令和2年7月17日

長崎県知事 中村 法道

土地改良区名 柏野・佐野土地改良区
認可年月日 令和2年7月7日

土地改良区の定款変更の認可（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款変更（令和2年3月27日総会議決）を認可した。

令和2年7月17日

長崎県知事 中村 法道

土地改良区名 長与木場土地改良区
認可年月日 令和2年7月10日

土地改良区の定款変更の認可（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款変更（令和2年3月26日総会議決）を認可した。

令和2年7月17日

長崎県知事 中村 法道

土地改良区名 長与岡北土地改良区
認可年月日 令和2年7月10日

測量の実施（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第1項の規定により、長崎市長から公共測量（数値地形図修正、地図編集）を次のとおり実施する旨の通知があった。

令和2年7月17日

長崎県知事 中村 法道

公共測量実施の地域及び期間

地 域	期 間
長崎市全域	令和2年7月10日から 令和3年3月15日まで

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表
直通
(八九五)
二一一一
二一一四

印刷所
長崎市権島町八番十二号

株式会社
寺クイックプリント
田宏弥